

私たちは、お寺には仏像が安置され、神社には神体が祀られていると当たり前に感じていると思われる。

私たちが、お寺には仏像が安置され、神社には神体が祀られていると当たり前に感じていると思われる。

しかし、神と仏を別々の存在と考えるようになったのは、明治初期の神仏分離以後であり、それ以前は、神社に仏像が祀られたり、寺院の鎮守として神社が置かれたりする光景が各地で見

られた。神社の中に寺院が置かれることもあり、これを別当寺、または神宮寺と称した。このように神と仏を一体とみなす考え方を神仏習合といひ、平安時代以降に広まった。神仏習合において、神と仏のどちらかが本来の姿（本地）で、もう片方が仮の姿（垂迹）と考え



長勝寺蒼龍窟に安置されている旧百沢寺三門の本尊仏と百羅漢立像。2015（平成27）年2月20日撮影・青森県史編さん資料

られていた。そのため、信仰形態の違いはあっても、神社と寺院に明確な区別がなかった。1868（明治元）年3月、明治新政府は全国に神仏分離令を発令した。新政府は、神仏を切り離

し、神と天皇を結びつけることよって、祭政一致という政治と宗教が一体化した国家理念を築き上げようとしていた。これにより、神社は皇室祭祀と結びついて国教（国家宗教）に再編成させられた。その一方で、廃仏毀釈とよばれる仏教や民俗信仰を排する動きが全国的に広まり、多くの仏教寺院は廃寺になり、仏像や

明治の神仏分離と弘前藩

薦谷 大輔

（県民生活文化課
県史編さんグループ非常勤嘱託員）

下に置いた。これまで、領内の神社や神職は、別当寺の支配下に置かれていたが、神仏分離を実施するにあたって、藩は、宗教支配体制を改革したのである。さらに翌年8月、藩は方針を定め、神仏分離を本格的に実施した。すなわち、領内大社に別当寺の解体を命じ、仏像を神体としたり、本地と称して仏像を神社の前に置いたり、鰐口や仏具などを置いたりすることを禁止したのである。なお、これらの方針は、最初に神仏分離令が伝達された1868（明治元）年閏4月段階に作成された素案に基づいたものであった（『青森県史 資料編 近世6』）。

この結果、猿賀の深沙宮（現猿賀神社）と神宮寺、弘前八幡宮と最勝院、下居宮（現岩木山神社）と岩木山山頂にある岩木山三所権現（現同神社奥宮）と百沢寺など、神社と別当寺が分離された。神社に安置されていた仏像は別当寺に預けられ、神社名が仏語に由来するものは改称させられた。1871（明治4）年、岩木山神社の旧別当寺である百沢寺の廃寺が決まった。これにより、預けられていた仏像は行き場を失い、持ち出されたり捨てられたりして、散逸してしまっ